

指定介護予防支援 第一号介護予防支援 契約書

京都市唐橋地域包括支援センター
指定介護予防支援事業所

(利用者) _____ 様(以下「利用者」という。)と、
(事業者) 医療法人同仁会(社団)が運営する京都市唐橋地域包括支援センター及び京都市唐橋地域包括支援センター指定介護予防支援事業者(京都市より業務委託を受けている)(以下「事業者」という。)は、介護保険法の規定による指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業(以下「指定介護予防支援等」という。)の提供について、次のとおり契約を結びます。

記

契約の目的

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法の関係法令及びこの契約書に従い、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な介護予防ケアプラン(以下「ケアプラン」という。)を作成するとともに、ケアプランに基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等(以下「サービス事業者等」という。)と連絡調整その他の便宜を図ります。

契約の期間

第2条 この契約の期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日からとします。利用者が要支援認定を受けている場合は、認定の有効期間満了までを契約期間とします。

2 利用者が有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合はこの契約は同じ条件で更新されるものとします。この場合において更新後の有効期間は、要支援認定の有効期間とします。

指定介護予防支援等の担当者

第3条 事業者は、指定介護予防支援等の担当者として介護予防支援に関する知識を有する職員を選任し、適切な指定介護予防支援等の提供に努めます。

2 事業者は、前頁の担当者を選任し、または変更する場合には、利用者の状況及び意向に配慮し、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、予め利用者との協議をします。

3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

4 担当者は、利用者や家族の求めに応じ、当該地域における複数のサービス事業者等の紹介やケアプランに位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を行います。

身分証携帯義務

第4条 事業者は、事前に利用者又はその家族に対して担当者の氏名を連絡します。職員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

サービス提供の記録

第5条 事業者は定期的にケアプランに記載したサービス提供の目標等の達成状況を評価し、その結果を指定介護予防支援等の提供に関する記録(以下「サービス実施記録」という。)の書面に記載します。

2 事業者はサービス実施記録をその完結の日から5年間保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

利用料

第6条 指定介護予防支援等の利用料の額は、介護報酬の告示の額とします。なお、法定代理受領により当法人に対して支払われる場合は利用者の自己負担はありません。ただし、介護保険料を滞納されると、法定代理受領できなくなる場合があります。この場合は、一旦料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行します。この証明書を区役所・支所の健康長寿推進課の窓口に提出されますと、全額払い戻しを受けることができます。(利用者の介護保険料の滞納の額等によっては、全額が払い戻されない場合があります)

指定介護予防支援等の一部の委託

第7条 事業者は必要に応じて指定介護予防支援等のうち次の業務について、厚生労働省及び京都市が定める要件に該当する指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

- (1) 指定介護予防支援等に係るアセスメントの実施
- (2) ケアプラン原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 利用者に対するケアプラン原案の説明
- (5) 利用者及びサービス担当者に対するケアプランの交付
- (6) モニタリングの実施
- (7) 介護予防に係る効果の評価
- (8) 保険給付に係る給付管理業務
- (9) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整
- (10) その他

2 事業者は指定介護予防支援等の一部を委託する場合、委託することについて利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の情報を提示し、その意向を聴取します。

契約の終了

第8条 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他のサービス事業者等に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者又はその家族等が、事業者やその従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要介護と認定された場合
- (2) 利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合又は特定施設若しくは認知症高齢者グループホームに入居した場合
- (3) 利用者が入院し、サービス利用が見込まれない場合
- (4) 利用者が死亡した場合
- (5) 事業者が指定介護予防支援事業所の指定を取り消された場合

緊急時の対応

第9条 事業者は、利用者に対する訪問中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

事故発生時の対応及び損害賠償

第10条 事業者は、訪問時に什器等の破損等、事故が発生した場合、速やかに家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項の場合において、事故が発生した場合は、事業者はすみやかに利用者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

損害賠償がなされない場合

第11条 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

守秘義務及び個人情報の保護

第12条 事業者とその職員は、在職中また退職後においても、業務上知り得た利用者及び家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、【別添資料1】「医療法人同仁会（社団）介護事業部における個人情報の利用目的」

による個人情報の利用については、利用者及び家族等から予め同意を得ておきます。なお本契約の終了後も同様の取り扱いとします。

相談・苦情処理

第13条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対処するものとします。

事業所の窓口及び公的機関の相談窓口は、【別添資料2】をご参照下さい。

契約外事項

第14条 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者の後見人、利用者の家族等との間で協議の上誠意をもって解決します。

協議事項

第15条 本契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議した上で解決するものとします。

裁判管轄

第16条 利用者及び事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、当事業者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

本契約を証するため、契約書を2通作成し、利用者・事業者が署名のうえ、各1通保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住所 _____

氏名 _____

署名代行

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住所 _____

氏名 _____

署名を代行した理由 本人が署名できないため・その他()

家族・身元引受人または成年後見人

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解し本契約に同意します。

住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

電話番号 _____

事業者

当事業者は利用者の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所在地 京都市南区唐橋羅城門町38番地 マム・スクエア内1階

名称 京都市唐橋地域包括支援センター

説明者 _____

【別添資料I】

医療法人同仁会（社団） 介護事業部における個人情報の利用目的

1. 法人内での利用

- ① 利用者様に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 入院・退院・入所・退所及びサービスの利用開始・停止などの管理
- ④ 入所者様の診療のため、医師などの意見・助言を求める場合
- ⑤ 会計・経理事務
- ⑥ 介護事故などの報告
- ⑦ 利用者様への介護サービス向上
- ⑧ 介護実習への協力
- ⑨ 介護の質の向上を目的とした事例検討（教育・育成・研究）
- ⑩ その他、利用者様に係る管理運営業務

2. 事業所外への情報提供としての利用

- ① 他の医療機関、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、公的機関との連携・照会及び照会への回答
- ② 業務委託
- ③ ご家族等への心身の状況説明
- ④ 審査支払機関へのレセプト（介護報酬請求明細）の提出
- ⑤ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑥ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等
- ⑦ その他、利用者様への介護保険事務に関する利用
- ⑧ 京あんしんネットご利用の際、関係者との情報共有

3. その他の利用

- ① 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 外部監査機関への情報提供
- ③ 当施設、事業所内において行なわれる看護、介護、社会福祉士、リハビリ職等、学生の実習への協力
- ④ 学会・研究会等での事例研究発表等
- ⑤ 施設イベントなどの写真をSNS（Facebook、Instagram、TikTok等）、ホームページ、パンフレット、広報誌や施設内ポスターなどへの掲載（ご本人様、ご家族様）
- ⑥ ご利用者様が他の事業所と連携する場合（入院、転所、退所など）、また別のサービス等に移行する場合、ご家族様の個人情報の提供

【付記】

1. 上記の内容に同意いただける場合は、「個人情報利用同意書」にサインをお願いします。
2. 上記のうち、同意しがたい事項がある場合には、その旨お申し出下さい。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更することが可能です。

医療法人同仁会（社団） 介護事業部

個人情報利用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報の利用について、以下のとおり同意します。

記

1. 個人情報を利用する目的及び範囲

『医療法人同仁会（社団） 介護事業部における個人情報の利用目的』のとおりに

個人情報の利用を同意しない事項

()

2. 個人情報を利用する条件

(1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に、情報が漏れることのないよう最新の注意を払うこと。

(2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事録内容等を記録しておくこと。

医療法人同仁会（社団） 御中

令和 年 月 日

利用者

氏名 _____

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者にとって、その署名を代筆しました。

署名代行者

氏名 _____ 続柄 (_____)

家族の代表

氏名 _____ 続柄 (_____)

【別添資料2】

介護保険相談窓口

名 称	電 話 番 号	住 所
京都市唐橋地域包括支援センター	075-694-6222	京都市南区唐橋羅城門町38番地 マム・スクエア内1階
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係 相談担当	075-354-9090	京都市下京区烏丸通四条下る水 銀屋町620番地COCON烏丸内
北区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-432-1366	京都市北区紫野東御所田町 33-1
上京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-441-5107	京都市上京区今出川室町西入 堀出シ町285
左京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-702-1071	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2
中京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-812-2566	京都市中京区西堀川通御池下る 三坊堀川町521
東山区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-561-9187	京都市東山区清水5丁目 130-8
山科区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-592-3290	京都市山科区栂辻池尻町 14-2
下京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-371-7228	京都市下京区西洞院塩小路上る 東塩小路町608-8
南区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-681-3296	京都市南区西九条南田町1-3
右京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-861-1430	京都市右京区太秦下刑部町12
右京区 京北出張所 保険福祉第一担当	075-852-1815	京都市右京区京北周山町上寺田 1-1
西京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-381-7638	京都市西京区上桂森下町 25-1
西京区役所洛西支所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-332-9274	京都市西京区大原野東境谷町 2-1-2
伏見区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-611-2279	京都市伏見区鷹匠町39-2
伏見区役所深草支所 保健福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-642-3603	京都市伏見区深草向畑町 93-1
伏見区役所醍醐支所 保険福祉センター 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-571-6471	京都市伏見区醍醐大構町28